

# 中部人懇通信 No.2

人権教育  
主任対象

平成28年6月16日(木)に、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の人権教育主任を対象とした中部地区人権教育懇談会を開催しました。その内容を報告します。

## 1 講義・演習 「人権教育の組織的な進め方」

講師 県教育委員会事務局人権教育課 係長 森田 泰弘 氏

森田係長には、人権教育の基本、人権教育主任の役割、人権教育の指導内容や指導方法についての講義と、「指導方法の工夫」についての演習をしていただきました。

### 【講義】「人権教育の組織的な進め方」

人権教育主任の職務の中に『資料・教材等の整備及び情報提供に努めるとともに、授業研究会及び教職員の研修等を企画・運営・実施し、その指導助言にあたる』ということがあります。指導内容や方法について、校内で研修を進めていきましょう。

下記の「人権が尊重される授業づくりの視点例」を参考に指導方法の工夫をしていきましょう。

- ①自己存在感をもたせる支援
- ②共感的人間関係を育成する支援
- ③自己選択・決定の場の設定

\*「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」H20より



授業づくりをする上では、各教科等のねらいと、「人権教育で育てたい資質・能力」の中のどれを育てたいのかをあわせて考え、整合を図ることが大切です。

★人権教育の実践の参考に活用ください。

「人権教育に関する特色ある実践事例」(文部科学省)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm)

### 【演習】「人権教育の指導内容と指導方法の工夫」



同じ事象について違う立場での見方が書かれた2つの資料のうち一方だけを読みました。資料をもとに考えたことを違う資料を読んだ相手と伝え合い、意見を交流しました。立場を変えて考える授業をとおして、多面的・多角的な見方や考え方につなげていくことができることを体験しました。

## 2 グループ協議 「情報の共有と実践に向けて」

中部人懇は、中部地区の小・中・高・特別支援学校の人権教育主任が一室に会する貴重な会でもあります。グループ協議では、校種による違いや共通点、違う視点からの意見や取組等、活発に意見が交わされました。

校種に関わらず同じような課題が出されていたグループにおいては、年齢や発達に合わせた指導方法について考えるきっかけとなっていました。



### 【参加者の感想より】

- ・「人権教育は、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という言葉が心に残った。
- ・「普遍的な視点」からのアプローチや指導内容を日常生活と結びつける指導をしていきたい。
- ・多面的に見て考える力を身に付けるために、視点を変え、他の立場に立って考える経験が必要だと感じた。今回の演習を使うとするなら、小学生ではどんな場面設定ができるかを考えたい。
- ・他校種の人権教育主任の先生方と協議することができ、今後の取組の参考になった。

人権教育に関する法律、基本計画、国から出されている資料等を把握し、実践につなげることが大切です。自校の課題を把握し、人権教育を効果的に進めていくための工夫をしていきましょう。

